

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年1月6日
【会社名】	モジュール株式会社
【英訳名】	modulat inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 松村 明
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目25番11号
【電話番号】	03 - 3454 - 2061
【事務連絡者氏名】	ファイナンス&アカウンティング サービス マネージャー 本間 浩一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目25番11号
【電話番号】	03 - 3454 - 2061
【事務連絡者氏名】	ファイナンス&アカウンティング サービス マネージャー 本間 浩一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 100,000,000円 新株予約権証券 1,340,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払 い込むべき金額の合計額を合算した金額 201,340,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及 び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株 予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際し て払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しま す。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	100,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 新規発行株式（以下「本新株式」という。）の発行は、平成28年1月6日（水）開催の取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	100,000株	100,000,000	50,000,000
一般募集			
計（総発行株式）	100,000株	100,000,000	50,000,000

(注) 1. 本新株式の募集は第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。

O a kキャピタル株式会社

（住所：東京都港区赤坂八丁目10番24号、代表者：代表取締役 竹井 博康）

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は50,000,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,000	500	100株	平成28年1月22日（金）		平成28年1月22日（金）

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の割当予定先との間で本新株式の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株式に係る割当は行われませんこととなります。

4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
モジュール株式会社 ファイナンス&アカウンティング サービス	東京都港区芝五丁目25番11号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 青山支店	東京都港区北青山三丁目6番12号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権証券）】

（1）【募集の条件】

発行数	2,000個（新株予約権1個につき目的となる株式数は100株）
発行価額の総額	1,340,000円
発行価格	新株予約権1個につき670円（新株予約権の目的である株式1株当たり6.70円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年1月22日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	モジュール株式会社 ファイナンス&アカウンティング サービス 東京都港区芝五丁目25番11号
払込期日	平成28年1月22日
割当日	平成28年1月22日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 青山支店

（注）1．モジュール株式会社第6回新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の発行は、平成28年1月6日（水）開催の取締役会決議によるものであります。

- 2．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記表中「払込取扱場所」に記載の払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものといたします。
- 3．本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないことといたします。
- 4．本新株予約権の募集は第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。
Oakキャピタル株式会社

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は200,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株とする。)。ただし、本欄第2項及び第3項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金1,000円とする。ただし、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 ないし の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号 ないし にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式での調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金201,340,000円 ただし、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成28年1月22日（本新株予約権の払込み完了以降）から平成31年1月21日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 モジュール株式会社 メンバー&オフィスサービス 東京都港区芝五丁目25番11号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 青山支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める行使価額とする。ただし、行使価額が同欄第3項によって調整された場合は調整後の行使価額とする。）の150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金670円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

	<p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。 その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

2. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

3. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。

4. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

5. 本新株予約権の目的となる当社普通株式の振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

6. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
301,340,000	3,100,000	298,240,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式発行の払込金額100,000,000円及び本新株予約権の払込金額の総額（1,340,000円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（200,000,000円）を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、登記関連費用、新株予約権の公正価値算定費用、株式事務手数料、並びに本新株式及び本新株予約権の発行に関する関連資料の弁護士費用等を含めた総額3,100,000円を予定しております。
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

a. 本新株式

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
既存事業の領域拡大 ・ サービス機能向上のためのソフトウェア開発等	50	平成28年3月～平成30年5月
事業規模拡大に向けた体制整備 ・ 事業パートナーとの業務提携等の営業力強化 ・ 人員採用及び育成	20 28	平成28年1月～平成29年3月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

b. 本新株予約権

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
事業規模拡大のためのM & A等 ・ M & A等の資金 ・ 中小企業向け新型ITシステムの開発	50 60	平成29年1月～平成31年5月
事業規模拡大に向けた体制整備 ・ 当社サービスの販売促進及びPR活動 ・ 人員採用及び育成	30 60	平成29年3月～平成31年5月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
2. 本新株予約権の行使による調達額（上記合計200百万円）につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。資金調達できない場合は、他の資金調達により充当、又は、中止・規模縮小等により対応する予定であります。
3. M & A等の資金の支出予定期間内において、当社が希望する条件のM & A等の案件が成立に至らなかった場合であっても、引き続き、案件の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成約した段階で、資金を充当する予定です。また、上記資金使途に充当するM & A等が行われない場合、自社での新規分野開拓のための投資に充当する予定ですが、当該状況が発生した場合には、速やかに公表いたします。

当社は、専門性を持ったITサービス専門の企業として、顧客企業の情報システム部門をワンストップで代行するITアウトソースサービス(ワンストップ型ITソリューションサービス)を提供しております。特定のメーカーや製品に捉われない中立的な立場で、IT環境におけるシステム業務(システム構築・製品調達から維持・運用や管理、トラブル対応など「ITライフサイクル」業務)を当社が担うことにより、顧客企業はIT投資効果を最大化し、企業競争力を高めることが可能となります。

当社は、「日本のIT投資の無駄を省き、企業競争力に寄与するIT投資を促進させる」という経営方針を掲げ、平成27年3月期まで5期連続の増収増益を継続し、中長期的な事業成長と企業価値の向上を堅実に推進して参りました。

一方、当社が属するITサービス業界には未だ市場開拓の余地が残されており、業界において主導的な地位を確保するためには、顧客基盤と売上規模を早急に拡大していくことが必要であると認識しております。また、顧客企業のコスト削減を基本としたビジネスモデルに依存せず、情報セキュリティなどの様々な付加価値を提供できるITサービスを構築していくことが課題であると認識しております。

事業拡大のために対処すべき課題

- ビジネスモデルの変革(情報リスクを最低限に抑えるセキュリティサービス等)
- 主力サービスの標準化による更なる高収益化
- 営業力の強化と当社の認知度を高めることによる顧客の開拓・売上規模の拡大

こうした課題を踏まえ、当社が中長期的な事業成長を実現するためには、サービス内容を更に拡充し、かつ事業規模を拡大することが必要と考えております。顧客のIT投資効率の最大化に大きく貢献する付加価値の高いサービスを構築していくことで、当社ビジネスのレベルアップを図ることが可能と考えております。当社は、これらの成長戦略を実現するため、下記のように調達資金を充当し施策を実行して参ります。

既存事業の領域拡大(本新株式)

サービス機能向上のためのソフトウェア開発等

当社は、ビジネスモデルの変革に向けて、ソフトウェア・サービス、情報セキュリティ等の新たな成長分野へ進出することを企図しております。シナジー効果が高い周辺サービスを構築することで、様々な付加価値を提供できる体制を構築していき、これにより、中小企業を含む新たな顧客層を開拓し、事業規模を拡大することを目指しております。

今回の本新株式による調達資金では、当社が既に着手しております「ソフトウェア・サービス」分野の開拓を推進致します。これにより、主力サービスの標準化及び収益性の向上を実現致します。

当事業年度より本格的に販売を開始した新サービス「じどうパソコン」は、企業内にあるパソコンを使用者の離席中や休日など遊休時間に稼働させ、ルーティンワーク(繰り返し作業・単純作業等)を自動化させることで、業務効率及び業務品質を改善するソフトウェアです。当社のより万全なワンストップ型ITソリューションサービス構築の一環として、「じどうパソコン」サービスの機能向上のための追加開発を筆頭に、パソコンの操作ログから反復作業を発見・抽出する機能の研究開発など「ソフトウェア・サービス」分野へ進出する費用として本新株式により調達する資金のうち50百万円を充当します。

事業規模拡大に向けた体制整備(本新株式)

事業パートナーとの業務提携等の営業力強化

当社の取引先のうち、営業力の高い販売会社や営業支援会社等を事業パートナーとして、業務提携・協業を実行する費用として本新株式により調達する資金のうち20百万円を充当します。これらの施策で営業力を強化することで、売上規模の拡大を実現致します。

人員採用及び育成

既存事業であるITアウトソースサービス事業のサービス力強化の為の人員採用(約20名を予定)を行い、人材開発支援企業や外部セミナー等も活用しながら育成メソッドを整備し人材パフォーマンスの向上に向けた体制を構築します。これらの人員採用費用及び育成費用として本新株式により調達する資金のうち28百万円を充当します。

事業規模拡大のためのM & A等（本新株予約権）

M & A等の資金

当社は、ビジネスモデルの変革と事業規模拡大に向けて、M & Aや業務提携も積極的に活用する方針としています。M & Aによる増収効果やスケールメリットによるコスト削減、業務効率化による収益性の向上などのメリットを享受しつつ、シナジー効果によるサービスレベルの向上を企図しております。

今回の資金調達では、既存事業であるITアウトソースサービス事業と補完効果が高い「IT機器販売」分野を再度強化する費用として本新株予約権により調達する資金のうち50百万円を充当します。その手段としては、企業向けのIT機器販売事業を行っている企業を中心にM & A等の対象として選定・検討致します。これにより、積極的に新しいビジネスの柱を構築し、既存事業との両輪により企業規模の拡大を図ります。

なお、M & A等に関しては、現時点では未定ですが、今後開示すべき事実を決定した場合には別途お知らせいたします。

中小企業向け新型ITシステムの開発

高度な機能や追加的なオプションを省いて実用的な機能に絞り込むなど、中小企業にも使い勝手が良く、各種IT機器の構成設計・初期設定や障害判別・障害回復などの煩雑な技術・事務作業を軽減する新型ITシステムの開発に本新株予約権により調達する資金のうち50百万円を充当し、その新型ITシステムを活用して、社員の外出動線（行動）分析、社員のPC使用状況分析など中小企業の業務効率化に役立つ新しいソフトウェアサービスの研究開発（本新株予約権により調達する資金のうち10百万円を充当します。）を行い、「新型ITシステム」を提供する事業に進出致します。

これらは、主力サービスの標準化と併せて、中小企業を含む新たな顧客層の開拓に資するものと考えております。

事業規模拡大に向けた体制整備（本新株予約権）

当社サービスの販売促進及びPR活動

当社の主力事業である「ワンストップ型ITソリューションサービス」の認知度を向上させ、顧客基盤拡大を図るため、雑誌等メディアや各種WEBサイトでの販売促進及びPR活動を強化する費用として本新株予約権により調達する資金のうち30百万円を充当します。これにより、売上規模を更に拡大させて参ります。

人員採用及び育成

上記 事業規模拡大のためのM & A等 「中小企業向け新型ITシステムの開発」を担う人員の採用（約50名を予定）を行い、人材開発支援企業や専門知識を習得する外部研修等も活用しながら育成します。これらの人員採用費用及び育成費用として本新株予約権により調達する資金のうち60百万円を充当します。

以上の事業戦略を推進し、収益力を高めることにより、将来における当社の経営基盤の安定化と企業価値の増大を図れるものと考えております。また、本新株式及び本新株予約権の発行により、財務基盤の改善と、より適正な株主資本比率が実現されるものと考えております。これらの結果は、ひいては既存株主の株主価値の向上につながるものと判断し、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を行なうことを決定いたしました。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. ロックアップについて

本新株式・本新株予約権の募集に関連して、当社はOakキャピタル株式会社と以下の内容を契約する予定です。

Oakキャピタル株式会社との間で締結予定の「総数引受契約」の締結日以降、以下に掲げる期間のいずれにおいても、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券（以下に定義する。以下同じ。）の発行等（公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券の交付を含む。）又はこれに関する公表を行わない。

払込期日から6か月間が経過した日又はOakキャピタル株式会社が保有する本新株式・本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

払込期日から6か月間が経過した日以降、さらに6か月間が経過した日又はOakキャピタル株式会社が保有する本新株式・本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

ただし、当該の期間においては、本新株式の発行価額・本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での発行等又はこれに関する公表に限りロックアップの対象とする。

当社が上記に違反した場合には、Oakキャピタル株式会社からの請求に従って、当社は次の各号を行わなければならない。

当該違反時点においてOakキャピタル社が保有する本新株式により取得した当社の株式を、本新株式の発行価額の150%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取る。

当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の行使により取得した当社の株式を、本新株予約権に係る行使価額の150%相当額にてOakキャピタル社から買い取る。

当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権を発行価額の100%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取るとともに、その行使価額の50%相当額に当該新株予約権の行使によって発行される株式数を乗じた金額をOakキャピタル株式会社に対し支払う。

「対象有価証券」とは、当社普通株式及び当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。）をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使に応じて発行又は交付されるもの、並びに当社とOakキャピタル株式会社との間での「総数引受契約」の締結時点で既に発行された有価証券の行使に基づき発行又は交付されるものを除く。

本記載事項はOakキャピタル株式会社との平成28年1月22日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

2. 先買権について

1. 新株式発行等の手続

当社は、払込期日から3年間、株式、新株予約権又は新株予約権付社債（以下「本追加新株式等」という。）を発行又は交付（以下「本追加新株式発行等」という。）しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。但し、Oakキャピタル株式会社が保有する本新株式・本新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

(1) 当社は、Oakキャピタル株式会社に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容（本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先（以下「提案先」という。）の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。）を記載した書面（以下「本通知書」という。）を交付しなければならない。

(2) Oakキャピタル株式会社は、本通知書を受領後速やかに、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面（以下「応諾通知」という。）を発行会社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。

(3) 当社は、本項第(2)号に従いOakキャピタル株式会社から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。

(4) 当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

2. 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

(1) ストック・オプション目的により、当社の役職員又はコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、又は普通株式の発行又は交付（上記ストック・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。）の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に

従っており、且つ、その発行規模が発行済株式総数の5%（新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。）を超えないとき。

- (2) 開示書類に記載された既発行の第5回新株予約権の行使の場合において、当該行使又は転換が開示書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われるとき。
- (3) 上記の他、当社とOakキャピタル株式会社とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき。

3. 違反時の手続

当社が上記「1. 新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにOakキャピタル株式会社に対し本追加新株式等を別途発行又は交付しなければならない。

本記載事項はOakキャピタル株式会社との平成28年1月22日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	Oakキャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第154期 (自平成26年4月1日至平成27年3月31日) 平成27年6月26日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第155期第1四半期 (自平成27年4月1日至平成27年6月30日) 平成27年8月7日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第155期第2四半期 (自平成27年7月1日至平成27年9月30日) 平成27年11月6日 関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

当社は、資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の成長戦略において必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略、資金需要、資金調達の時期、経営方針、将来的な目標等、当社の状況を理解していただける割当予定先であることを重視し、検討を行ってまいりました。

割当予定先のOakキャピタル株式会社は、当社の決算説明会にご参加頂いたことで面識を得たところ、IT系企業への投資実績があることや、同社が上場企業向けファイナンスを数多く引受けた実績を持つことから、同社を割当先の有力候補と選定し、本ファイナンスの目的で面談を申込み、協議を実施いたしました。当社は同社に対して、当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただきました。

そのうえで、同社から株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、新株式及び新株予約権を同社に割り当てる手法の提案を受けました。この提案内容は、当社が事業規模の拡大を目的とし、成長戦略に基づく先行投資という資金用途の性質や資金調達の実現性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことに合致し、直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達に要する時間及びコストも第三者割当による新株式及び新株予約権の発行より割高であること、また、株式の希薄化を一度に引き起こすことから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、本新株式により、財務体質の強化及び事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる

方法であり直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断したことなどから、最終的に平成28年1月6日開催の当社取締役会において、同社を割当予定先として選定いたしました。

割当予定先のOakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第2部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っております。特に潜在成長力を持つ上場企業向けエクイティ・ファイナンス投資の実績は豊富で、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資も積極的に行っております。また、同社は資金調達の引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、企業の成長戦略の策定や営業支援を行うアドバイザー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。

d 割り当てようとする株式の数

Oakキャピタル株式会社：本新株式による当社普通株式	100,000株
本新株予約権の目的である株式の総数	200,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先であるOakキャピタル株式会社と当社は、本新株式及び本新株予約権の行使により取得した当社株式について、保有方針に関して特段の取り決めをしておりますが、取得する当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先であるOakキャピタル株式会社から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるOakキャピタル株式会社から本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は、同社の直近の保有資金から、既に同社が決定しているファイナンスを実施しても、本新株式及び本新株予約権に要する資金が確保されている旨の報告を口頭で受けております。また、割当予定先の平成28年3月期第2四半期に係る四半期報告書に掲げられた四半期財務諸表から、割当予定先が係る払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第2部に上場しております。当社は、同社が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、同社が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認し、また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索によっても、当社及びその役員と暴力団等の関係があることを認められません。当社は、同社、同社役員及び主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

a 本新株式

本新株式における発行価格は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日（平成28年1月5日）の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の終値1,000円といたしました。

上記払込金額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）により、原則として株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の価格（直前日における売買がない場合は、当該直前営業日からさかのぼった直近営業日の価格）を基準として決定することとされているため、本件第三者割当の発行価額を決定する際にも、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準といたしました。

なお、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日の終値1,000円は、当該直前営業日までの1か月間の終値平均1,019円（発行価額との乖離 1.9%）、当該直近営業日までの3か月間の終値平均は1,000円（同0.0%）、当該直近営業日までの6か月間の終値平均は992円（同0.8%）となっております。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち2名は社外監査役）全員も、取締役会の判断において決定された発行価額は、取締役会決議日の直前営業日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、発行価額が特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を述べております。

b. 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値算定を第三者算定機関である株式会社ブルーラス・コンサルティング（住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：代表取締役 野口真人）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価（1,000円）、当社普通株式の価格の変動性（ボラティリティ69.95%）、満期までの期間（3年）、配当利回り（2.00%）、無リスク利率（0.007%）、発行会社の行動（基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価格の150%を20営業日連続で超えた場合は、コールオプションを発動する。）及び割当予定先の行動（随時権利行使を行うものとする。ただし、行使して得た株式は一定量（約1,600株/日：1日当たり平均売買出来高の約10%）ずつ売却するものとする。）を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施しております。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個当たりの払込金額を金670円（1株当たり6.70円）といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成28年1月5日）の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引1,000円と同額の1,000円といたしました。本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日における終値を参考とした理由は、直近の当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均1,019円（発行価額との乖離1.9%）、当該直近営業日までの3か月間の終値平均は1,000円（同0.0%）、当該直近営業日までの6か月間の終値平均は992円（同0.8%）となっております。

また、当社監査役3名（うち2名は社外監査役）全員も、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ブルーラス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。また、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの会社の判断は妥当であるとする旨の意見も合わせて表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式により発行される株式数は100,000株（議決権の数は、1,000個）です。また、本新株予約権の行使により発行される株式数200,000株（議決権の数は2,000個）を合算すると300,000株（議決権の数は3,000個）となり、平成28年1月6日における当社の発行済株式数1,370,000株（議決権数12,722個）に対して21.90%（議決権の総数に対する割合は23.58%）の割合で希薄化が生じることとなります。しかしながら本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達は、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先でありますOak Capital株式会社は長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針ですが、当社株式の直近6か月間の1日当たりの平均出来高は6,580株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は5,508株、直近1か月間の1日当たりの平均出来高は6,305株、となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権がすべて行使された場合の発行株式数200,000株を行使期間である3年間で行使売却するとした

場合の1日当たりの数量は272株となり、上記直近6か月間の1日当たりの平均出来高の4.14%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の4.94%、直近1か月間の1日当たりの平均出来高の4.32%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

したがって、当社は本新株式及び本新株予約権による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な範囲であるものと判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
松村 明	東京都港区	453,300	35.63%	453,300	28.83%
O a k キャピタル株式会社	東京都港区赤坂8丁目10番24号			300,000	19.08%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	70,400	5.53%	70,400	4.48%
佐伯 達之	東京都渋谷区	60,000	4.72%	60,000	3.82%
飯塚 麻実	東京都大田区	40,000	3.14%	40,000	2.54%
根本 昌明	東京都日野市	37,600	2.96%	37,600	2.39%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	34,300	2.70%	34,300	2.18%
木原 和彦	埼玉県戸田市	30,000	2.36%	30,000	1.91%
菅原 敏彦	宮城県仙台市青葉区	30,000	2.36%	30,000	1.91%
高松 忠行	東京都江戸川区	30,000	2.36%	30,000	1.91%
計		785,600	61.75%	1,085,600	69.05%

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成27年9月30日時点の株主名簿に記載された数値を基準とし、当社において把握している平成27年9月30日以降の株主の異動を加味して記載しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年1月6日現在の総議決権総数(12,722個)に、本新株式による発行株式100,000株及び本新株予約権の目的となる株式の数200,000株により増加する議決権数(3,000個)を加えた数によって算出しております。

3. 平成28年1月6日現在の発行済株式総数は1,370,000株であります。

4. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第16期）及び四半期報告書（第17期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日後、本有価証券届出書提出日（平成28年1月6日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

2．臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成28年1月6日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成27年6月19日 関東財務局長に提出）

提出理由

平成27年6月18日開催の当社第16回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金20円 総額 25,450,000円

効力発生日

平成27年6月19日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 今後の業務範囲拡大および新分野への展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。

(2) 当社の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとしておりますが、当社の事業管理等において効率的な業務執行を図るため、当社の事業年度を毎年6月1日から5月31日までに変更し、あわせて関連規定について所要の変更を行うものであります。

なお、本議案が原案通り承認可決された場合には、第17期事業年度は、平成27年4月1日から平成28年5月31日までの14カ月間の決算期間となります。

(3) 取締役会の決議要件に関する特別規定につき、これまでの運用状況、今後の想定その他を総合考慮し、法令の定める決議要件とするため、当該特別規定を削除するものであります。

(4) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」により責任限定契約を締結できる会社役員等の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び監査役の損害賠償責任の一部免除に関する現行定款第33条

の規定の一部を変更するものであります。なお、このうち取締役の責任免除に関する部分
の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (5) 上記事業年度の変更に関する経過措置として、新たに附則を設けるものであります。
(6) その他、条文の削除に伴い条数の変更を行うものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 河邊義正氏は、本株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任を
お願いするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるた
めの要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び 賛成割合（％）
第1号議案	7,642	4	-	（注）1	可決 99.47
第2号議案	7,640	6	-	（注）2	可決 99.44
第3号議案 貝沼 彩	7,641	5	-	（注）3	可決 99.45

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

- 2．決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決
権の3分の2以上の賛成であります。
3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議
決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の
集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当
日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

（平成27年10月21日 関東財務局長に提出）

提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたの
で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づ
き、本臨時報告書を提出するものであります。

報告内容

固定資産の譲渡について

(1) 当該事象の発生年月日

平成27年10月21日

(2) 当該事象の内容

当社が保有する債権を精査したところ、回収期間が長期に渡ることと債権管理に伴うコスト等を勘案し総合
的に判断した結果、貸付金債権を譲渡することといたしました。

1. 譲渡する相手先

名称 : 有限会社ワイエムエス・ナイン
所在地 : 東京都千代田区大手町一丁目9番7号
事業内容 : 1. 金銭債権の売買
2. 上記に付帯する一切の業務

当社との関係: 当社との間に資本関係・人的関係・取引関係はありません。

当社の関連当事者には該当しません。

2. 譲渡資産の種類及び金額

貸付金債権 157百万円

3. 譲渡の時期

取締役会決議日 平成27年10月21日

契約締結予定日 平成27年10月26日

4. 譲渡価格

10万円

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該債権に対して同額の貸倒引当金を過年度において計上しているため、平成28年5月期の財務諸表に影響はありません。

なお、税務上は否認されていた貸倒引当金が損金として認容される見込みであり、平成28年5月期末における税負担額が軽減する見通しです。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月18日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第17期第2四半期)	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	平成27年11月5日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 6月18日

モジュール株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 若尾 典邦
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 石渡 裕一朗
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているモジュール株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モジュール株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、モジュール株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、モジュール株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月5日

モジュール株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 若尾 典邦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石渡 裕一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているモジュール株式会社の平成27年4月1日から平成28年5月31日までの第17期事業年度の第2四半期会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、モジュール株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。